

## 浜松市高齢者活躍宣言事業所認定に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「70歳現役都市・浜松」共同宣言に基づき、高齢者の雇用を推進し、もって70歳になっても働くことができる都市の実現を図るため、70歳以上の者の就労が可能である事業所の認定に関する必要な事項を定めるとともに、その取り組みや事業所名を公表することにより、高齢者の就労環境の整備を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における事業所とは、企業、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、団体及び個人商店をいう。ただし、従業員を雇用していない場合を除く。

### (認定)

第3条 市長は、高齢者雇用の推進に積極的に取り組んでいる事業所の申請を受付け、浜松市高齢者活躍宣言事業所として認定する。

### (認定申請要件)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること。
- (2) 高齢者の能力発揮・職域拡大に努め、又は就業の場における高齢者の活躍の推進に積極的に取り組み、70歳以上の者の就労が可能であること。
- (3) 浜松市公式就職情報サイト「JOBはま!」の事業者登録をしていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 労働関係法令等に重大な違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。
- (7) 浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。

### (認定申請)

第5条 認定申請を行う者は市長が定める期間内に、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請書(第1号様式)、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請にかかる取組み報告書(第2号様式)、暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)、市税完納証明書及び就業規則の写し(労働基準法第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届出を

しなければならない事業所においては、その届出日がわかる箇所を含むものとする。) 2 申請方法は、書面又は浜松市公式就職情報サイト「JOBはま!」によるものとする。

(認定審査)

第6条 市長は、前条に掲げる申請書等を審査し、認定する事業所を決定する。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、本制度の実施期間終了の日又は認定の取消しの日までとし、本要綱の廃止をもって本制度の実施期間の終了とみなすものとする。

(認定証の交付)

第8条 市長は、第6条の規定により認定した事業所(以下「認定事業所」という。)に対し、浜松市高齢者活躍宣言事業所認定証(第4号様式)(以下「認定証」という。)を交付する。

2 認定事業所は「70歳現役都市・浜松」共同宣言マークデザインを使用することができる。

(認定要件変更の届出)

第9条 第8条第1項の規定により認定証の交付を受けた事業所が、第4条の認定要件が満たされない事情が生じたときは、速やかに浜松市長に浜松市高齢者活躍宣言事業所認定要件変更届(第5号様式)を提出すること。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の認定要件が満たされていないことが判明したとき。
- (2) 事業所が偽りその他不正な手段により認定されたとき。
- (3) その他、認定事業所として適当でない認められたとき。

(公表)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により認定証を交付した事業所を広く市民に周知する。また、その取り組みについても、先進事例等として公表する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて所管課において協議する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請書

令和 年 月 日

(あて先)  
浜松市長

所在地

申請者 事業所名

代表者名

事業所所在地	浜松市 区	
フリガナ		
事業所名		
フリガナ		
代表者名		
業種名・事業概要		
事業所設置年月		
従業員数	人 ( 年 月 日現在 )	
連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 電 話 E-mail	
70歳を過ぎた 従業員の 雇用について 【役員は除く】	定年制度はありません 定年は70歳以上の年齢を定めています ( 歳 ) 70歳以上の継続雇用が可能です ( 歳まで・制限なし ) 70歳以上の新規雇用が可能です ( 歳まで・制限なし ) <table border="1"><tr><td>必ず記入：就業規則 第 条による</td></tr></table>	必ず記入：就業規則 第 条による
必ず記入：就業規則 第 条による		

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請にかかる取組み報告書

事業所名	
<p><b>【事業所の取組み内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者雇用に関する工夫</li><li>・ 新たな働き方の導入 などの取組みを具体的に記入してください。</li></ul>	

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）  
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

## 浜松市高齢者活躍宣言事業所認定証

認定番号 第 号

事業所名

代表者名 様

貴事業所は、70歳になっても働くことが可能な環境を整備し、高齢者の雇用に積極的に取り組んでいることから、浜松市高齢者活躍宣言事業所として認定します。

令和 年 月 日

浜松市長 鈴木康友

浜松  
市長

第5号様式(第9条関係)

浜松市高齢者活躍宣言事業所認定要件変更届

令和 年 月 日

(あて先)  
浜松市長

所在地

申請者 事業所名

代表者名

認定番号	第 号
事業所所在地	浜松市 区
フリガナ	
事業所名	
フリガナ	
代表者名	
変更内容	
連絡先	フリガナ 氏 名 所 属 電 話 E-mail